について長期優良住宅の普及促進法

ろうと思われます。

法」を施行しました。 月「長期優良住宅普及促准 とを目的として、平成21年6 を軽減し、より豊かでより優 にわたり使用することによ い暮らしへの転換を図るこ 国土交通省は、 国民の住宅に対する負担 住宅を長期

等)居住環境への配慮、住戸 使用するための構造及び設備 ック重視の住宅政策に転換し れた「住生活基本法」のスト 割以上高くなっています。 面積など一定の基準に達して ネ・維持管理や更新の容易性 いる物を云い、価格も2~3 、劣化対策・耐震性・省エ これは、平成18年に施行さ 長期優良住宅とは、 長期に り生成される情報 として、①法律上の規定によ

存を義務づけるべき履歴情報

るようです。 促進することを狙いとしてい 期間維持できる住宅を普及・ 方、 既存住宅についても

における対応について検討が

促進、さらには災害や事故等 るき履歴情報及び住宅流通の 歴情報整備検討委員会」であ 定されており、現在「住宅履

行われています。

建設後のメンテナンスが無

うな物です。

と健康診断や人間ドックの

劣化診断は、

人間に例える

「安心」

た流れに続くものであり、

0年いや200年という長

らない」と定められています。 し、これを保存しなければな 全の状況に関する記録を作成 期優良住宅の建築及び維持保 定めるところにより、認定長 法第11条で、「国土交通省令で することを義務付けています。 報」という記録を作成・保存 を持たせる為、 持ちさせることや市場流通性 基本的には、認定住宅の保 この住宅履歴情報とは、同 長期優良住宅には、 「住宅履歴情 長

当の築年を経ている建物は、 のでしようが、 されるものは、 うものが普及することになる いずれにしろ、新規に建 既存住宅で相 認定基準に合

なものは認定されるでしょう これらの条件を満たせるよう

ない限り現実には無理であ

別途の認定基準でも示さ

はないかと思います。 いし、支援策を考慮すべきで にならないよう十分な施策な をクリアできないものは、 ルは高いものであり、これ 認定基準がどうであれハード て替えという短絡なつながり

ために 快適なマンションライフの

実情であろうと思います。 いのかも分らないというの できない、 工事費用の資金計画の立案も 工事内容の検討ができない、 施工業者に任せても具体的な 化の程度がわからない、また、 図らなければならなりません。 ど多くの入居者の合意形成を 共用部分の大規模修繕工事な がマンション全体はというと ム工事をすることができます 区分所有者の意思でリフォー んのほとんどは、建物の老朽 マンション管理組合の皆さ マンションの専有部分は、 何から手がけてよ

ります。

を塗ろう。

(認定申請

画に基づいて生成される情報 書)②長期優良住宅建築等計

(点検・調査・修繕等)が想

の劣化、 かったら、 こともできません。 の設備の老朽化を食い止 このような状態を起こさせ 給排水設備やその他 コンクリート部分

建 度の期間を見越して、 め把握するために20~30年程 行うことが建物を長持ちさせ ない為にも早期に補修工事を ることになります。 そこで共用部分の修繕を予 何年

めには、それらを定期的に点 せ持ち構成されていて、 様々な性格と耐用年数を合わ 必要になってきます。 全・安心な居住生活を送るた 法で修繕するのか? などを決めた長期修繕計画が の費用をどう負担し合うのか 後にどの部分をどのような方 ら費用がかかるのか? 建築物はいろいろな資材 計画的な修繕が必要にな ② い く ③ そ

る上で必要なのが劣化診断 又、 長期修繕計画を作成

修繕を行っていくことがコ 当たり的に行う修繕より事前 に計画を立て、 削減にもなります。 故障や問題が起きた時、 問題発生前

タイル壁に

水

事務局

佐々木

http://www.dyflex.co.jp

剥落防止工法

明

窓ガラスに 「快適」 を塗ろう

透



剥落防止

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コ



防

株式会社 タイフレック

さいたま営業所 **DYFLEX**

L:048-646-48 X:048-646 - 4 8 e-mail:saitama@dyflex.co.jp